



教保第 614 号  
平成 24 年 10 月 22 日

市町村教育委員会教育長 様  
県立高等学校長 様  
県立中学・中等教育学校長 様  
県立特別支援学校長 様

新潟県教育委員会教育長

### 運動部活動等における安全管理と事故防止について（通知）

先般、平成 17 年度に県立高等学校の野球部において発生したピッチングマシン使用時の打撃練習中の事故について、安全対策が不十分であったとして県に賠償を命ずる判決が確定しました。

運動部活動中の事故防止につきましては、これまでも繰り返し通知等をお願いしているところですが、改めて部員の健康管理はもとより、安全対策及び事故防止の指導について、これまで以上の取組が必要です。

つきましては、下記の内容について、速やかに再点検等を行い必要に応じて改善を図ること、生徒や教員に対して学習や研修の機会を設けるなど、安全・安心して活動できる環境の整備を図り、事故の再発防止に万全を期すようお願いいたします。

#### 記

##### 1 用具等の安全点検

- (1) 定期点検日を設けるなど、学校全体で安全意識を高めるとともに、練習前には必ず、練習場所、使用器具の整備・点検を実施し、生徒にも安全確認の習慣化を図る。
- (2) 施設・設備・用具は、取扱説明書等に記載された使用方法に従って使用するとともに、想定しうる危険性について、事故が起きないように必要な対策を講じるとともに、生徒に対し常に注意喚起を行う。

##### 2 生徒への安全指導等

- (1) 生徒の健康観察を適切に行うとともに、生徒にも、日ごろから自分の健康管理について関心や意識を持たせ、休養や栄養の補給に留意させる。
- (2) 活動に伴う危険性を理解させるとともに、気象条件や自然環境の変化など様々な危険を予見し回避する方法などの指導を行う。

##### 3 事故発生時の対応

- (1) 事故発生時には、適切な対応が行われるようマニュアルを作成するなど教職員に周知徹底を図る。
- (2) 生徒にも応急手当に関する指導等を行うとともに、事故発生時の行動の仕方についても指導を行う。

担当：保健体育課学校体育指導係 久保  
電話：025-280-5624